

前回委員会における意見・質疑に対する考え方について

1 特別委員会の主たる役割について

Q：特別委員会は、町に「提案」をする役割か？それとも、町からの提案に対する「審査・調査」が主たる役割か？

A：「審査・調査」が大前提である。ただし、「審査・調査」の結果、全会一致となる事項があれば、「提案」に発展することもあり得る。

2 議員間討議について

Q：視察結果について、全委員の共通認識を図るために「議員間討議」をすべきでないか？

A：2月の視察の目的は、町が新たな新嵐山スカイパークのあり方及びグランドデザインを策定するにあたり、特別委員会として、現地視察を通じて調査・研究を深めるためとし、全委員の共通認識の基で実施した。

また、視察の視点については、視察班または特別委員会として統一した見解整理を目的とせず、個々の委員の知見を広めることとして共通認識の基で実施した。

そのため、3班体制で実施した視察結果の集約を「総括」として整理し、併せて、町民に対する説明責任として、本会議（令和5年3月定例会議）において公式に「報告」したところである。

現時点では、委員会として、統一した考え方を整理するための「議員間討議」は行わないが、今後、町から「グランドデザイン」の提案があった際には、これまでの調査研究を結集した「議員間討議」により、委員会として一定の方向性を整理することは念頭に置いている。

3 報告書の作成について

Q：視察結果を報告書（町民に対する説明責任）として整理すべきではないか？

A：特別委員会の機能が現在進行形であり、町民への説明責任となる「報告書」については、委員会の設置目的の完了時等に検討すべき事項と考える。